

入札条件及び入札に際しての注意事項

当業務委託は、**狩野川西部浄化センター**から排出する**下水汚泥**の処理業務（収集・運搬及び処分）を委託するもので、入札にあたって次の事項を入札条件及び入札に際しての注意事項とします。

- 1 入札に参加できる者は、**静岡県流域下水道産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務競争入札参加資格者名簿**に登録された者（グループ）とする。なお、狩野川西部浄化センターにおける令和6年度分の下水汚泥処理業務委託の受注業者を除く。（令和5年度〔第35-G3802-02号〕狩野川西部浄化センター 流域下水道（修繕）下水汚泥処理業務委託（R6年度分 西部その1、その3及びその4）の契約グループを除く。）
- 2 1者の処分業務を担当する者と1から5者の収集運搬業務を担当する者（前項の入札参加資格者名簿に登録された者に限る。）がグループとして入札に参加する場合は、処分業務を担当する者がグループ代表として入札を行うものとする。
なお、処分業務と収集運搬業務を担当する者が同一の者であってもよい。
- 3 入札に際し、**産業廃棄物（下水汚泥等）処理業務の委託に係る一般競争契約入札心得**を承知すること。
- 4 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、入札価格は、下水汚泥1トン当たりの収集運搬業務の契約希望金額の110分の100に相当する金額と処分業務の契約希望金額の110分の100に相当する金額の合計に予定数量を掛けた金額を比較対象価格とする。
なお、内訳書には下水汚泥1トン当たりの収集運搬業務の契約希望金額の110分の100に相当する金額と処分業務の契約希望金額の110分の100に相当する金額及びその合計金額をそれぞれ記入し、業務期間中の予定数量に対する収集運搬予定数量の割振りを記入すること。
- 5 最低価格を投入したものをもって落札者とし、1トン当たりの単価にて契約する。
開札は西部その5、その6、その7の順に行う。
- 6 収集運搬業務と処分業務を担当する者が異なる場合は、業務ごとにそれぞれの者と契約する。
- 7 当業務委託の業務期間は、**契約日の翌日** から **令和7年3月31日** までである。